

| 分類  | 入所系施設  |  | 通所系施設   |  |   | 訪問系事業所                               |   |
|---|--|--|---|--|---|--------------------------------------|---|
| 対象施設  | 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む。)、有料老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設(旧体系障害者入所施設を含む。)、障害児入所施設、児童養護施設、乳児院、救護施設 等<br>無料低額宿泊所、障害者グループホーム、ケアホーム |  | 通所介護、通所リハ、短期入所、短期療養介護<br>※予防含む  | 通所系障害者事業所(旧体系障害者通所施設、障害児通所施設、短期入所、児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター) | 保育所、認可外保育施設   | 児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター             | 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ<br>居宅介護、重度訪問介護、行動援護       |
| 担当課   | 高齢者福祉課・介護保険課・障害者自立支援課・こども安全課・社会福祉課   |  | 介護保険課   | 障害者自立支援課   | 子育て支援課  | 少子政策課                                | 介護保険課・障害者自立支援課                                |
| ヒトからヒトへの新型インフルエンザの感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている場合  | 入所者  | 入所者・職員に対し手洗いやうがいの励行をする。                            | 入所系施設に同じ  | 入所系施設に同じ   | 入所系施設に同じ(市町村を通じて依頼)   | 入所系施設に同じ(市町村を通じて依頼)                  | 入所系施設に同じ                                      |
|   | 職員   | 職員に対し、外出時にマスクを着用することや、咳エチケットを徹底する。また人混みを避けるよう徹底する。 |   |  |   |                                      |   |
|   |  | 流行地域への旅行等を自粛する。                                    |   |  |   |                                      |   |
|   | 施設   | 職員を介してウイルスがもちこまれることのないよう、日ごろから健康管理等に留意する。          |   |  |   |                                      |   |
| 清掃、消毒など施設の衛生管理を徹底する。<br>入所者の感染が疑われる場合、かかりつけの医師に電話で問い合わせ、受診時間等の指示に従う。必ずマスクを着用するなど感染の防止に努める。<br>従業員の感染が疑われる場合、出勤を停止させ、同様の処置をとる。 |  |  |   |  |   |                                      |   |
| 近隣で発生   | (上記に加えて)   |  | ①感染拡大防止のため特に必要である場合、広域での臨時休業要請(短期入所については新規受入自粛)を行うこともある。<br>②行政とよく相談した上で、事業者の判断により臨時休業も可能。<br>③訪問介護事業者に対し、代替サービスの提供依頼<br>④職員については、入所系に同じ。 | 同左   | 【参考】<br>次の事項を市町村に要請する。<br>①感染拡大防止のため特に必要である場合、広域での臨時休業要請を行うこともある。<br>②医療関係業務に従事する保護者など、どうしても保育が必要な状況に対応するため、一部の園で受け入れるなど市町村に対して配慮を要請する。<br>③職員については、入所系に同じ。 | 学校等と歩調を合わせて、必要に応じて、市町村を通じて臨時休業を要請する。 | 職員については、入所系に同じ。<br>基礎疾患を有する者及び妊婦等は、勤務上の配慮を行う。 |
|   | 入所者  | 不要不急の外出を自粛する                                       |   |  |   |                                      |   |
|   |  | 患者発生地域や不特定多数が集まる場所への外出自粛                           |   |  |   |                                      |   |
|   | 職員   | 職員の時差通勤等の感染機会を減らす工夫                                |   |  |   |                                      |   |
| 発熱等のある症状のある職員は自宅待機とする   |  |  |   |  |   |                                      |   |
| 家族  | 基本的に「家族等の面会の制限」は行わない。(例外:近辺で発生、当該家族が感染の疑い)   |  |   |  |   |                                      |   |

| 分類        | 入所系施設  | 通所系施設   |  |  | 訪問系事業所  |   |  |
|-----------|--|---|--|--|---|---|--|
| 対象施設      | 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む。)、有料老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設(旧体系障害者入所施設を含む。)、障害児入所施設、児童養護施設、乳児院、救護施設 等<br>無料低額宿泊所、障害者グループホーム、ケアホーム | 通所介護、通所リハ、短期入所、短期療養介護<br>※予防含む  | 通所系障害者事業所(旧体系障害者通所施設、障害児通所施設、短期入所、児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター) | 保育所、認可外保育施設  | 児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター                          | 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ<br>居宅介護、重度訪問介護、行動援護 |  |
| 担当課       | 高齢者福祉課・介護保険課・障害者自立支援課・こども安全課・社会福祉課   | 介護保険課   | 障害者自立支援課   | 子育て支援課   | 少子政策課   | 介護保険課・障害者自立支援課                          |  |
| 施設内で発生    | 当該施設の利用者本人又は職員が感染  | (上記に加えて)  | ①当該施設に、必要に応じ臨時休業要請(短期入所については新規受入自粛)<br>②その他については、上記②～④と同様とする。                  | ①当該施設に、必要に応じ臨時休業要請(短期入所については新規受入自粛)<br>②その他については、上記と同様とする。 | ①当該施設に、必要に応じ、市町村を通じて臨時休業要請<br>②その他については、上記と同様とする。 | 当該施設に、必要に応じ、市町村を通じて臨時休業要請               |  |
|           |  | 当該入所者   |  |  |   |   | 基礎疾患等のない場合は、原則、施設でサービスを継続。原則として、個室に入室させ、咳エチケット等を守る。少なくとも熱が下がって2日目までは室外への移動を制限する。発症した日の翌日から7日目までは、できるだけ室外に出ない。        |
|           |  | 当該職員  |  |  |   |   | 出勤停止。少なくとも熱が下がって2日目までは自宅療養。発症した日の翌日から7日目までは、できるだけ外出自粛。   |
|           |  | 濃厚接触入所者   |  |  |   |   | 濃厚接触者は個室又は濃厚接触者のみの居室を用意し、7日間は施設内の移動を制限した上で健康管理を徹底する。同室に濃厚接触した入所者が複数いる場合は、ベッドの間隔を2m以上離し、カーテン等でのしきりを設置して、できるだけ接触を防ぐこと。 |
|           |  | 濃厚接触職員  |  |  |   |   | 個別に保健所の指示に従う。  |
|           |  | 職員  |  |  |   |   | 患者に対応する場合は、マスク、手袋を着用し、なるべく同じ職員が対応する。<br>できるだけ公共交通機関の利用を自粛する。健康管理を徹底する。   |
|           |  | 家族  |  |  |   |   | 面会に当たっては、手洗いを励行するなど感染防止対策の徹底を求める。  |
|           |  | 施設  |  |  |   |   | 他の利用者等の健康管理を徹底。①食事、入浴時の感染防止の配慮。②共同レクリエーション等集団活動の自粛   |
|           |  | 施設  |  |  |   |   | 入所者、利用者、職員等においてインフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、医師の診察を受けた上で感染が強く疑われた場合、保健所に連絡する。                                |
|           |  | 外部  |  |  |   |   | 生活維持のために必要な外部事業者は、感染防止対策を徹底、できる限り入所者等との接触を避ける。<br>それ以外の外部事業者は、不要不急の出入りはできるだけ避ける。                                     |
| 児童養護施設の児童 | 感染した児童以外の登校については、学校の指示に従う。   |   |  |  |   |   |  |
| 臨時休業時の対応  |  | ①訪問介護事業者等に対し、代替サービスの提供依頼は不要。代替サービスの提供は、場合によってはサービス担当者会議の開催不要。                 | ①訪問介護事業者等に対し、代替サービスの提供依頼<br>②障害者自立支援法の休止届け不要                                   | 代替保育所の確保等について、市町村に調整を要請                                    | 利用者への周知を図る  | 代替事業所を確保するため、市町村との調整を要請                 |  |
| 再開時       |  | 感染防止策の徹底。利用者、従業員の症状の有無を確認(基礎疾患を有する者は特に注意)。マスクの着用、うがい、手洗いのさらなる励行や職員の時差出勤の容認など。 | 同左   | 同左   | 同上  |   |  |

注 今回の変更点:①7日以内に10名以上が、医師の診察の上、感染が強く疑われた場合に保健所に連絡。